◇**私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第三九五号）

（文部科学省）

1　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、学校法人等の申出により私立学校教職員共済制度の加入者の範囲を拡大することができることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三九六号）

（農林水産省）

一　森林法施行令の一部改正関係

市町村が、林地台帳に記載された事項を提供することができる対象者を定めることとした。（第一〇条関係）

二　森林組合法施行令の一部改正関係

生産森林組合が株式会社等に組織変更する際に、組織変更後の株式会社等の株式等の割当てを受けることができない者を、組織変更前の生産森林組合から任意脱退することとなる組合員と定めることとした。（第一一条関係）

三　組合等登記令の一部改正関係

生産森林組合が株式会社等に組織変更する際に、組織変更前の生産森林組合についてする解散の登記及び組織変更後の株式会社又は合同会社についてする設立の登記に関する規定の整備を行うこととした。（第二六条第一一項～第一八項関係）

四　森林組合財務処理基準令の一部改正関係

組合員に出資させる森林組合等の自己資本の基準を緩和することとした。（第二条関係）

五　木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令の一部改正関係

木材生産流通改善施設に係る林業・木材産業改善資金の償還期間の特例に係る償還期間を一二年以内とすることとした。（第三条関係）

六　国立研究開発法人森林総合研究所法施行令の一部改正関係

題名を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（題名、第一条～第一五条及び附則第二項関係）

七　国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の一部改正関係

題名を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（題名及び第一条～第一六条関係）

八　施行期日

この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**消費者安全法施行令の一部を改正する政令**（政令第三九七号）（消費者庁）

1　消費者契約法の一部を改正する法律（平成二八年法律第六一号）の施行に伴い、消費者の利益を不当に害するおそれがある行為を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、消費者契約法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇**電気通信事業法施行令の一部を改正する政令**（政令第三九八号）（総務省）

1　海上交通安全法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、水底線路の保護区域内における船舶のびょう泊等の行為が許容される場合として航路標識法の規定による届出に係る行為を行う場合を追加する等の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定（航路標識法の一部改正に係る規定等）の施行の日（平成二九年四月一日）から施行することとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令**（政令第三九九号）（厚生労働省）

一　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係

国家公務員退職手当法第一〇条第一〇項第六号に掲げる求職活動支援費に相当する退職手当は、雇用保険法第五九条第一項に規定する求職活動支援費に相当する金額を同項による求職活動支援費の支給の条件に従い支給することとした。（第二条関係）

二　行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続の適用除外に該当する命令等に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）第一一条の二第二項並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第二条第一号、第一六条の二第二項、第一六条の五第二項、第一六条の九第一項において準用する第一六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号並びに第二五条の命令等を追加等することとした。（第四条関係）

三　青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正関係

青少年の雇用の促進等に関する法律第一一条の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものに、男女雇用機会均等法第一一条の二第一項、育児・介護休業法第一六条の九第一項において準用する第一六条の八第一項及び第二五条並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四七条の三の規定により適用する育児・介護休業法の規定を追加することとした。（第五条関係）

四　厚生年金保険法及び厚生年金保険法施行令の一部改正に伴う経過措置関係

育児・介護休業法第二条第一項、国会職員の育児休業等に関する法律第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項及び裁判官の育児休業に関する法律第二条第一項に規定する子のうち子以外のものを、平成二九年一月一日前から養育し、又は養育していた厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者に対しては、平成二九年一月一日から厚生年金保険法第二六条を適用することとした。（第六条及び附則第二項関係）

五　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇**健康保険法施行令等の一部を改正する政令**（政令第四〇〇号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令等の一部改正関係

1　高額療養費算定基準額における他の所得と区分して計算される所得の金額として列記されている所得について、地方税法の一部を改正する法律（平成二五年法律第三号）による改正後の地方税法（昭和二五年法律第二二六号）に基づく分離課税区分の規定を参照することとした。（第一条第一号関係）

2　高額介護サービス費の支給段階の判定基準における他の所得と区分して計算される所得の金額として列記されている所得について、地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法に基づく分離課税区分の規定を参照することとした。（第一条第二号及び第三号関係）

二　船員保険法施行令の一部改正関係

高額療養費算定基準額における他の所得として計算される所得の金額として列記されている所得について、地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法に基づく分離課税区分の規定を参照することとした。（第三条関係）

三　国民健康保険法施行令の一部改正関係

一部負担金割合に係る所得の額の算定基準等における他の所得と区分して計算される所得の金額として列記されている所得について、地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法に基づく分離課税区分の規定を参照することとした。（第二条関係）

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

一部負担金割合に係る所得の額の算定基準等における他の所得と区分して計算される所得の金額として列記されている所得について、地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法に基づく分離課税区分の規定を参照することとした。（第四条関係）

五　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇**健康保険法施行令等の一部を改正する政令**（政令第四〇一号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係

1　高額療養費算定基準額における他の所得と区分して計算される所得の金額として列記されている所得について、地方税法の一部を改正する法律（平成二五年法律第三号）による改正後の地方税法（昭和二五年法律第二二六号）に基づく分離課税区分の規定を参照することとした。（第一条第一号関係）

2　高額介護サービス費の支給段階の判定基準における他の所得と区分して計算される所得の金額として列記されている所得について、地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法に基づく分離課税区分の規定を参照することとした。（第一条第二号及び第三号関係）

二　船員保険法施行令の一部改正関係

高額療養費算定基準額における他の所得として計算される所得の金額として列記されている所得について、地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法に基づく分離課税区分の規定を参照することとした。（第三条関係）

三　国民健康保険法施行令の一部改正関係

一部負担金割合に係る所得の額の算定基準等における他の所得と区分して計算される所得の金額として列記されている所得について、地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法に基づく分離課税区分の規定を参照することとした。（第二条関係）

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

一部負担金割合に係る所得の額の算定基準等における他の所得と区分して計算される所得の金額として列記されている所得について、地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法に基づく分離課税区分の規定を参照することとした。（第四条関係）

五　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。